

建設工事請負契約書（金銭的保証タイプ） 新旧対照表

新	旧
<p>1～6 略</p> <p>上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、<u>別に発注者に提出する</u> 建設工事共同企業体協定書（第51条の2第2項第1号において「協定書」という。）により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。</p> <p>本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。</p> <p>第1条～第33条 略</p> <p>第34条 1～8 略</p> <p>9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.8</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。ただし、計算した遅延利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。</p> <p>10 略</p> <p>第35条～第44条</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第45条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8</u>パーセントの割合で計算した額とする。ただし、計算した損害金の額が、100円に満たないときは、この限りでない。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき理由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>第46条～第49条 略</p>	<p>1～6 略</p> <p>上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、<u>別紙の</u> 建設工事共同企業体協定書（第51条の2第2項第1号において「協定書」という。）により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。</p> <p>本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。</p> <p>第1条～第33条 略</p> <p>第34条 1～8 略</p> <p>9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.9</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。ただし、計算した遅延利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。</p> <p>10 略</p> <p>第35条～第44条</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等）</p> <p>第45条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.9</u>パーセントの割合で計算した額とする。ただし、計算した損害金の額が、100円に満たないときは、この限りでない。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき理由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.9</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>第46条～第49条 略</p>

第50条

1・2 略

3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があるときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条又は第47条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。ただし、計算した利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。

4～8 略

第51条～第58条 略

第50条

1・2 略

3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があるときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条又は第47条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ年2.9パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。ただし、計算した利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。

4～8 略

第51条～第58条 略